

糸満市電気料金高騰対策事業者支援交付金 申請要領

【お問合せ先】

糸満市電気料金支援事務局（土日祝は休み）

TEL ①070-6489-6001

②070-5355-6002

10:00～17:00

※いずれかの番号へおかけください

申請期間 令和 8 年 8 月 3 日(月)～令和 8 年 10 月 30 日(金)

■委託者 糸満市商工水産課

■受託事業者 糸満市観光協会

●事業目的

電気料金高騰に伴う事業継続に係る経済的な負担軽減を図るため、市内事業者に対して予算の範囲内で契約電力に応じ臨時的に支援金を交付することを目的とする

●対象事業者

市内に事業所を有する法人及び個人事業者で次の掲げるすべてに該当する者。

(1) 次に掲げる①又は②のいずれかに該当する者

① 自ら小売電気事業者等と契約を締結し低圧又は高圧で受電する **中小企業法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する法人**または **個人事業主(第 1 次産業を含む。)**

中小企業法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項

(「資本の額・支出総額」または「従業員数」)のいずれかを満たす)

業種	資本の額・支出総額	従業員数
製造業・建設業・運送業 その他業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

- ② 小売電気事業者と電力需給契約を締結している事業者が管理する市内の商業施設等において、当該契約に基づき受電する電力を、相応の電気料金に相当する額の分担より使用する中小企業事業者又は個人事業主

(2) 営利を目的とした事業を営む者

(3) 引き続き事業活動を継続する意思がある者

●対象外事業者

対象事業者の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する者。

(1) 大企業及び次のいずれかに該当するみなし大企業

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているもの

②発行済株式の総数又は出資価格の総額3分の2以上を複数の大企業が所有しているもの

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの

(2) 政治団体

(3) 宗教上の組織又は団体

(4) 暴力団(糸満市暴力団排除条例(平成23年糸満市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団をいう)

(5) 暴力団員(糸満市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう)

(6) 暴力団員と密接な関係を有する者

(7) (4)～(6)に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役等)となっている法人その他団体

(8) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等

(9) 特別高圧の受電契約している事業者

(10) (1)～(9)に掲げるもののほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体又は交付金の目的に照らして適当でないと市長が判断する事業者

●交付額

- (1) 交付額は、令和 8 年度中の任意の月(4 月～10 月までのいずれかの月)の契約電力を基に別表の左欄に掲げる契約電力の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。ただし、小売電気事業者等との**契約が2以上あるときは、いずれか1つの**契約電力の区分に応じた交付金の額とする。
- (2) 対象事業者(1)の②に規定する中小事業者等においては、低圧受電契約とみなして扱うものとする。
- (3) 予算額よりも各交付対象者からの交付申請額の合計が多い場合は、予算額を申請額の合計で除した割合により按分した額を交付するものとする。

給付金の額は、下記に定める額とする。

※給付金の給付については、対象者につき 1 回とする

【別表】

契約電力		交付額
低圧受電	1 k w～49 k w	4 0,0 0 0 円
高圧受電	50 k w～99 k w	2 0 0,0 0 0 円
	100 k w～149 k w	3 4 0,0 0 0 円
	150 k w～199 k w	4 7 0,0 0 0 円
	200 k w～249 k w	6 0 0,0 0 0 円
	250 k w～299 k w	7 4 0, 0 0 0 円
	300 k w～349 k w	8 7 0, 0 0 0 円
	350 k w～399 k w	1, 0 1 0, 0 0 0 円
	400 k w～449 k w	1, 1 4 0, 0 0 0 円
	450 k w～499 k w	1, 2 8 0, 0 0 0 円
	500 k w 以上	1, 3 4 0, 0 0 0 円

●申請について

(1)申請期間

令和 8 年 8 月 3 日(月)～令和 8 年 10 月 30 日(金) ※10 月 30 日事務局必着

《注意》申請期限後(令和 8 年 10 月 30 日(金)以降)に到着した場合は、一切受付することができません。また、申請期限までに全ての提出書類が揃っていることが必要となります。

申請期限において書類に不備がある場合は不交付となる場合がございますので、申請書はお早目の提出をお願いします。

(2)提出書類について

NO.	名 称	備 考
1	交付申請書兼請求書(様式 1)	
2	誓約書(様式 2)	押印必須
3	営業実態及び事業所の所在地を確認できる書類 ※条件により書類省略可(農業、漁業申請者は省略不可) (P5 参照)	(1)法人の場合は履歴事項全部証明書の写し (3ヶ月以内) (2)個人の場合は①、②、③のいずれか ① 令和7年分確定申告書の写し (第一表及び電気料が計上されている資料) ※電子申請の場合は受付日時が印字されたもの その他提出が確認できる証があるもの ② 令和7年分市県民税申告書の写し(両面) ③ 新規事業者の場合は開業届
4	令和 8 年度の任意月の契約電力が確認できる書類	例 領収証、検針票等の写し (令和 8 年 4 月～10 月までのいずれかの月) ※テナントで直接電力契約していない場合は、テナント主に電気料の支払いが確認できる書類
5	通帳の写し ※条件により書類省略可 (P5 参照)	通帳の表紙と中面(1、2 ページ目)
6	事業者アンケート(法人・個人)	
7	その他、市長が必要と認める書類	

<書類の省略について>

下記の条件については、一部の書類を省略することができる

NO.	名 称	条 件
3	営業実態及び事業所の所在地を確認できる書類	① 糸満市商工会会員 ② 糸満市観光協会会員 ③ 糸満市工業団地協同組合員 ④ 糸満市建設業協会会員 ⑤ 糸満市社交飲食業組合員 ⑥ 糸満市電管事業協同組合員 ⑦ その他市内経済団体所属員 ⑧「いとまん商品券」参加店
5	通帳の写し (同一の通帳を使用する場合)	「いとまん商品券」参加店

●提出方法について

申請書は下記のいずれかの方法でご提出ください。(10/30 必着)

- ①直接持参
- ②メール
- ③郵送

【メール】(下記のアドレスに書類をすべて添付し送信してください)

denki.itoman1@gmail.com

【郵送先】(10/30 必着)

〒901-0306

沖縄県糸満市西崎町 4 丁目 20 番地 4

糸満市電気料金支援事務局(道の駅いとまん情報館内) 宛て

●提出後の留意点

(1)状況に応じて実態調査を行わせていただく事がありますので、ご了承ください。

(2)書類受付後、事務局で書類確認を行い、給付の可否をお知らせするため、「交付決定通知書」または「不交付決定通知書」を送付します。

「交付決定事業者」への口座への入金は11/9～12/11の期間となる見込みです。

※申請に不備(書類漏れや記入漏れ等)があった場合は、ご連絡がついての対応となるため、入金が遅れる場合がございますのでご注意ください。

※事務局からお電話しても一定期間連絡が取れない場合は、申請書を返送します。

●相談・申請書確認等について

「申請に関する相談」や「提出前の申請書の確認等」をご希望の方は相談窓口を設置しておりますので、下記にお問い合わせのうえ、お越しください。

また、その他「申請要領」に記載のない事項などのご不明な点があれば気軽にお問い合わせください。

相談窓口(完全予約制)

【お問合せ先】

糸満市電気料金支援事務局（土日祝は休み）

TEL ①070-6489-6001 10:00～17:00

②070-5355-6002 ※いずれかの番号へおかけください

【会場】 道の駅いとまん情報館

（糸満市西崎町4丁目20番地4）

【事業に関する相談・申請書類等の確認期間】

令和8年8月3日(月)～令和8年10月30日(金)